

改正後	現行
<p>（保安林の指定等）の申請に添付する書類）</p> <p>第十四条 施行規則第四十八条第二項第一号の森林の位置図及び区域図は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第十五条 施行規則第四十八条第二項第二号の直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（保安林の指定等に添付する図面）</p> <p>第十四条 施行規則第四十八条第二項の申請書に添付する図面は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（保安林の指定等に係る直接の利害関係を証する書類）</p> <p>第十五条 施行規則第四十八条第二項の直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>